

新防衛大綱・新中期防と防衛体制の在り方をめぐる国会論議

— 第198回国会（常会）における防衛論議の焦点 —

今井 和昌

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 新大綱・新中期防の策定と多次元統合防衛力の構築
3. 「いずも」型護衛艦の改修と STOVL 機の導入
4. 戦闘機体系
5. イージス・アショアの導入
6. 新中期防所要経費・防衛関係費
7. 多国籍部隊・監視団（MFO）への自衛官派遣
8. 普天間飛行場移設問題

1. はじめに

2013年12月17日、当時の安全保障環境を踏まえ、おおむね10年程度を念頭に置いた防衛力整備の指針として「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「前大綱」という。）が策定された。その後、我が国を取り巻く安全保障環境が当時の想定よりも格段に早いスピードで厳しさと不確実性を増していることなどを理由として、前大綱は5年で見直されることとなり、2018年12月18日、国家安全保障会議及び閣議において、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「新大綱」という。）が決定された。また同日、国家安全保障会議及び閣議において、主要装備の整備数量や経費総額の限度等を示す「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（以下「新中期防」という。）が決定された。これを受け、第198回国会では、衆参両院の本会議において、安倍総理からの報告聴取及び質疑が行われたほか、関係委員会においても質疑が行われた。

本稿では、新大綱・新中期防で示された新たな防衛力整備の考え方をめぐる国会論議を中心に、第198回国会における防衛論議を概観することとしたい¹。

¹ なお、第198回国会において成立した「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する

2. 新大綱・新中期防の策定と多次元統合防衛力の構築

(1) 防衛大綱見直しの背景

前大綱を5年で見直すこととした理由について、安倍総理は、我が国を取り巻く安全保障環境が、前大綱策定時に想定していたよりも格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増し、また、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域が死活的に重要になっており、陸海空での対応を重視したこれまでの安全保障の在り方を根本から変えようとしているとの認識を示し、我が国に対する脅威が現実化し、国民の命と平和な暮らしを脅かすことを防ぐためには、安全保障の現実と正面から向き合い、従来の延長線上ではない、真に実効的な防衛力を構築する必要があると判断したと説明した²。

防衛力の在るべき姿について問われた安倍総理は、自らを守る体制を主体的、自主的な努力により抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていくとし、これこそが日米同盟の抑止力と対処力を一層強化し、各国との安全保障協力を戦略的に進めていくための基盤になるものであると説明した上で、防衛力強化に当たり、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していくとの考えを示した³。

新大綱のどのような点が「従来の延長線上にない」特徴を有しているのかと問われた安倍総理は、主体的、自主的な努力による防衛力強化と自らが果たし得る役割の拡大、特に、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域を含む全ての能力を有機的に連携させた、新たな防衛力の構築といった「目指すべき方向」と、こうした防衛力構築のため、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく「スピード感」の双方を挙げた⁴。

(2) 情勢認識

安倍総理は、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国の透明性を欠いた軍事力の強化、東シナ海や南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みなどを挙げ、我が国を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しいと言っても過言ではなく、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増しているとの認識を示した⁵。

北朝鮮については、2018年6月に初の米朝首脳会談が開催されるなど、大綱見直しの前提となる朝鮮半島情勢が大きく変化しているのではないかとの指摘がなされた。これに対し安倍総理は、北朝鮮が我が国を射程にした弾道ミサイルを数百基配備しているという現実が変わっておらず、実際に、核兵器等を廃棄していないという状況があるとして、国民の命と平和な暮らしを守り抜いていく責任を果たさねばならないと述べた⁶。

中国の軍事動向について問われた安倍総理は、軍事力の広範かつ急速な増強や、海空域

る特別措置法の一部を改正する法律（平成31年法律第10号）を始め、防衛関係費における後年度負担や米国の有償援助（FMS）による調達等に関する国会論議については、丹下綾「長期契約法と後年度負担—防衛装備品の調達と防衛関係費をめぐる国会論議—」『立法と調査』No. 414（2019.7）52～64頁を参照された。

² 第198回国会衆議院本会議録第2号6頁（2019.1.30）及び同第24号14頁（2019.5.16）

³ 第198回国会衆議院本会議録第2号10頁（2019.1.30）及び同第24号5頁（2019.5.16）

⁴ 第198回国会衆議院予算委員会議録第10号10頁（2019.2.20）

⁵ 第198回国会参議院本会議録第24号（2019.6.7）

⁶ 第198回国会参議院予算委員会議録第2号25頁（2019.2.7）

における活動の急速な拡大、活発化など、中国の軍事動向が、国防政策や軍事力の不透明性と相まって、我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後とも強い関心を持って注視していく必要があるとの認識を示した⁷。同時に、安倍総理は、習近平国家主席との間で、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認したと述べ、我が国は、中国に対し、脅威や潜在的脅威との認識を示したことはないとして、日中間で相互理解、信頼関係を一層増進するため、多層的な対話や交流を推進し、中国が責任ある建設的な役割を果たすよう促していくとの考えを示した⁸。

なお、防衛大綱を改定したにも関わらず、国家安全保障戦略を改定しなかった理由について問われた安倍総理は、2018年に国家安全保障戦略のレビューを行い、現下の安全保障環境は、全体として見れば、国家安全保障戦略で示された基本的な枠内にあると考えられることから、今回は防衛力の強化に注力することとしたと答弁した⁹。

(3) 「多次元統合防衛力」の構築

新大綱においては、前大綱に基づく「統合機動防衛力」の方向性を深化させ、真に実効的な防衛力として「多次元統合防衛力」を構築することとされた。

統合機動防衛力と多次元統合防衛力の違いについて問われた岩屋防衛大臣は、前大綱においては、陸海空の統合を重視し、多様な活動を統合運用によってシームレス、機動的、持続的に行い得るような防衛力として、統合機動防衛力を構築することとしたと述べた上で、現在、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域の利用が急速に拡大したことにより、新たな領域における優位性を確保できなければ陸海空の力も発揮できないというような状況になりつつあるとの認識の下、新大綱においては、陸海空という従来の領域のみならず、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域の能力を強化し、その全ての領域の能力を融合させる領域横断作戦を可能とする真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築することとしたと説明した¹⁰。また、岩屋防衛大臣は、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合させ、その相乗効果によって全体としての能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域における能力がたとえ劣勢である場合にもこれを克服して、我が国の防衛を全うできるような自衛隊の新たな体制を整備していくとの考えを示した¹¹。

なお、新大綱においても、特定の国を仮想敵や脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという脅威対抗論には立たないとの方針は堅持されていることが確認された¹²。

⁷ 第198回国会衆議院本会議録第24号20頁(2019.5.16)

⁸ 同上

⁹ 第198回国会参議院予算委員会会議録第5号4頁(2019.3.6)及び同衆議院本会議録第24号14頁(2019.5.16)。新大綱が閣議決定された2018年12月18日、内閣官房は『「国家安全保障戦略」の現時点での評価について』を公表し、「現下の安全保障環境と国家安全保障上の課題は、引き続き中長期的方向性を見定める必要はあるものの、全体として見れば、本戦略で示された基本的な認識の枠内にある」、「本戦略で示された、我が国が掲げる理念、国益及び国家安全保障の目標は依然として妥当であり、戦略的アプローチの必要性・重要性に変わりはない」などとして、現時点で、国家安全保障戦略の見直しは必要ないとの見解を明らかにした。

¹⁰ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第10号10頁(2019.2.20)

¹¹ 第198回国会衆議院本会議録第24号15頁(2019.5.16)

¹² 第198回国会参議院本会議録第24号(2019.6.7)(岩屋防衛大臣答弁)

(4) 専守防衛、新領域における自衛権の行使等

今後の防衛力整備の方針について問われた安倍総理は、専守防衛は、憲法の本質にのっとった我が国防衛の基本方針であり、今後とも堅持していくと明言した¹³。他方、安倍総理は、専守防衛については、精密誘導兵器等による攻撃を阻止する際には相当の被害を受けながら対応しなければならない、また、サイバー攻撃を先に受けた場合には我が国の能力が無力化されるなど、戦略としても、戦術においても、個々の場面において圧倒的に不利になることが考えられるとの認識も示した¹⁴。

専守防衛と敵基地攻撃能力についても議論が行われた。政府は、従来から、法理上の問題として、他に手段がないと認められる場合に限り、敵の誘導弾等の基地をたたくことも憲法が認める自衛の範囲に含まれ、可能であるとの見解を示しているが¹⁵、安倍総理は、新大綱・新中期防の下でも、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を整備することは考えていないと述べるとともに、いわゆる敵基地攻撃については、日米の役割分担の中で米国の打撃力に依存しており、今後とも、こうした日米間の基本的な役割分担を変更することは考えていないと答弁した¹⁶。

宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域における武力行使の要件についても議論が行われた。安倍総理は、憲法上、自衛の措置としての武力の行使が許されるのは、武力の行使の三要件を満たす場合に限られるとして、新たな領域においても、この考え方を変更することはないと答弁した¹⁷。宇宙空間における日米安保条約の適用について問われた河野外務大臣は、衛星に対する攻撃を含め、我が国に対する攻撃、宇宙に対する攻撃が自衛権の行使あるいは日米安保条約第5条の対象となるかどうかについては、個別の状況を慎重に見ながら判断する必要があると答弁した¹⁸。他方、2019年4月に開催された日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、日米の外務・防衛大臣が「一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認した」ことについて、河野外務大臣は、サイバー空間における日米共同対処の可能性を明確にするものであり、抑止の観点からも意義が大きいと述べた¹⁹。どのようなサイバー攻撃が武力攻撃に当たるのかと問われた安倍総理は、その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等を踏まえ、個別の状況に応じて判断すべきものとした上で、サイバー攻撃のみであっても、例えば、物理的手段による攻撃と同様の極めて深刻な被害が発生し、これが相手方により組織的、計画的に行われている場合には武力攻撃に当たり得るとの考えを示した²⁰。

¹³ 第198回国会参議院本会議録第3号10頁（2019.1.31）

¹⁴ 第198回国会衆議院予算委員会議録第6号14頁（2019.2.13）

¹⁵ 第24回国会衆議院内閣委員会議録第15号1頁（1956.2.29）（鳩山内閣総理大臣答弁（船田防衛庁長官代読））等

¹⁶ 第198回国会衆議院本会議録第24号8頁（2019.5.16）

¹⁷ 第198回国会衆議院本会議録第24号20頁（2019.5.16）

¹⁸ 第198回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号32頁（2019.2.27）

¹⁹ 第198回国会参議院外交防衛委員会議録第11号11頁（2019.4.25）

²⁰ 第198回国会衆議院本会議録第24号13頁（2019.5.16）

3. 「いずも」型護衛艦の改修と STOVL 機の導入

(1) 背景

新大綱においては、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（以下「STOVL 機」という。）を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化するとの方針が示されるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からの STOVL 機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずることが明記された。これを受け、新中期防においては、太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合には STOVL 機の運用が可能となるよう検討の上、「いずも」型護衛艦を改修し、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事させることが明記された²¹。

STOVL 機の運用を可能とする「いずも」型護衛艦の改修を行う目的について、安倍総理は、近年、南西諸島の列島線を越えて太平洋側に進出する戦闘機や爆撃機の飛行が増加するなど、太平洋の空域における軍用機の活動が急速に拡大・活発化しており、これは、2013年12月に前大綱を策定した頃や、それ以前には見られなかったものであり、今後一層の拡大、活発化が見込まれるとの認識を示した²²。その上で、我が国の太平洋側において自衛隊の戦闘機が使用可能な飛行場は硫黄島1か所のみであり、北海道から沖縄にかけては戦闘機が使用可能な飛行場が19か所存在することと比べ、極めて脆弱な状況であり、かつ、今後この広大な空域で任務に当たるパイロットの安全確保を図ることも困難であると述べ、新たな安全保障環境に対応して、広大な太平洋を含む我が国の海と空の守りについて、自衛隊員の安全を確保しながらしっかりとした備えを行うためには、「いずも」型護衛艦を改修し、洋上において航空機の離発着を可能とすることが必要不可欠であるとの考えを示した²³。また、岩屋防衛大臣は、太平洋側の防空態勢の強化及びパイロットの安全確保といった目的に加え、改修後の「いずも」型護衛艦において運用する予定の STOVL 機は国内約45か所の空港で離発着が可能であり、戦闘機の運用の柔軟性が向上することを挙げた²⁴。

(2) 想定される運用

改修後の「いずも」型護衛艦における STOVL 機の運用の在り方について、岩屋防衛大臣は、航空優勢確保のためには、戦闘機部隊の運用回数を十分に確保することが必要であり、より多くの飛行場からの対処が可能となるといった柔軟な運用ができる体制を構築することが重要であるとした上で、STOVL 機については、「いずも」型護衛艦に常に搭載することはせず、他の F-35A 戦闘機や F-15 戦闘機と同様に、平素における対領空侵犯措置や警戒監視任務、有事における航空優勢の獲得、維持に活用するとし、13 個飛行隊から成る戦

²¹ 2019 年度予算においては、「いずも」型護衛艦において STOVL 機を運用するに当たって必要となる改修についての調査研究のため約 7,000 万円が計上された。

²² 第 198 回国会衆議院予算委員会議録第 10 号 10 頁（2019. 2. 20）

²³ 同上

²⁴ 第 198 回国会衆議院予算委員会議録第 10 号 10～11 頁（2019. 2. 20）

闘機部隊の一つとして位置づけ、陸上の航空自衛隊の基地を拠点として配備するとの考えを示した²⁵。

これに対し、「いずも」型護衛艦における STOVL 機の運用により、同型艦が保有する対潜水艦作戦機能等が低下するのではないかとの懸念も示された。安倍総理は、「いずも」型護衛艦は、ヘリコプターの運用機能、対潜水艦作戦機能、指揮中枢機能、人員や車両の輸送機能、医療機能等を兼ね備えた多機能な護衛艦であり、改修後は航空機の運用機能が加わることになるものの、航空機の運用については、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合に行うこととしており、今後とも、対潜水艦作戦を含め、様々な事態に応じて、保有する機能を十全に発揮できるように、適切に運用していくとの考えを示した²⁶。また、対艦ミサイルを搭載する中国の爆撃機等に対する艦隊防空を考えているのかと問われた岩屋防衛大臣は、特定の国を念頭には置いていないとしつつ、「いずも」型護衛艦における STOVL 機の運用によって、そうした能力を獲得することとなると答弁した²⁷。

改修後の「いずも」型護衛艦における米軍の F-35B の運用についても議論が行われた。新中期防において、「いずも」型護衛艦における STOVL 機の運用は、「有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合」に行うこととされている。岩屋防衛大臣は、「いずも」型護衛艦の改修を行えば、能力的には米軍の F-35B の発着艦も可能になることを認め²⁸、その具体例として、米側の航空機が急に不具合を生じ、近傍に空港・滑走路がない場合や、互いの艦船に搭載する航空機を互いの艦船に載せ合う訓練（クロスデッキ）を行う場合等を挙げた²⁹。また、重要影響事態及び国際平和共同対処事態において、「いずも」型護衛艦に着艦した米軍機に対する弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備が可能かと問われた岩屋防衛大臣は、法律上は可能であると認めた上で、あくまでも、その事態に応じて、主体的にどのような支援を行うかを判断すると答弁した³⁰。さらに、改修後の「いずも」型護衛艦から米軍の F-35B が他国の爆撃に向かうことが排除されない以上、同艦は攻撃型空母（後述）に当たるのではないかとの指摘もなされたが、岩屋防衛大臣は、米軍機への支援は、武力行使と一体化しないものであり、改修後の「いずも」型護衛艦が攻撃型空母に当たるとの指摘は当たらないと答弁した³¹。

（３）「攻撃型空母」の定義との関係

政府は、従来から、性能上専ら相手国の国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられるい

²⁵ 第 198 回国会衆議院予算委員会議録第 10 号 11 頁（2019. 2. 20）

²⁶ 第 198 回国会衆議院本会議録第 2 号 18 頁（2019. 1. 30）。岩屋防衛大臣は、哨戒機能については他の護衛艦において補充するなど、すき間のない運用方法を考えとも述べている（第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 9 号 21 頁（2019. 6. 6））。

²⁷ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 9 号 21 頁（2019. 6. 6）

²⁸ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 3 号 14 頁（2019. 3. 8）

²⁹ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 3 号 15 頁（2019. 3. 8）

³⁰ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 3 号 16 頁（2019. 3. 8）

³¹ 同上

いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなり、いかなる場合にも許されないとの見解を示し、そうした攻撃型兵器の例として、大陸間弾道弾、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母を挙げている。「いずも」型護衛艦の改修により、同艦において戦闘機の運用が可能となることから、改修後の「いずも」型護衛艦は、憲法上保有が許されない攻撃型空母に当たるのではないかとの指摘が相次いだ。

憲法上保有が許されない攻撃型空母の定義については、1988年10月に、当時の防衛庁防衛局長が、「例えば極めて大きな破壊力を有する爆弾を積めるなど大きな攻撃能力を持つ多数の対地攻撃機を主力とし、さらにそれに援護戦闘機や警戒管制機等を搭載し、これらの全航空機を含めて、それらが全体となって一つのシステムとして機能するような大型の艦船については、その性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるものになり得るのではないかと答弁している³²。安倍総理は、改修後の「いずも」型護衛艦は、F-35クラスの航空機を10機程度運用し得るにとどまるものであり、1988年当時の国会答弁に照らしても、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のみに用いられる兵器でないことは明らかであるとして、憲法や専守防衛に反するものではないと答弁した³³。また、安倍総理は、「いずも」型護衛艦における航空機の運用と所要の改修について、今後の我が国の防衛上必要不可欠な、自衛のための必要最小限度のものであるとの考えを示した³⁴。なお、安倍総理は、空母について現在国際的に確立した定義はないとした上で、一般的に、米空母のように専ら航空機の運用機能に特化した艦船を指すと述べ、改修後の「いずも」型護衛艦は、その実質においてもそうした「空母」に該当するものではないと答弁した³⁵。

攻撃型空母の定義に関して、岩屋防衛大臣は、1988年当時の国会答弁において「極めて大きな破壊力を有する爆弾を積めるなど大きな攻撃能力を持つ多数の対地攻撃機」とされていた点について、「常時かなりの数の戦闘機を艦載し、また核兵器等の大量破壊兵器というものを搭載することができるような、そういう能力を持ったものを攻撃型空母というふうに考えている」との見解を示した³⁶。安倍総理は、かつて、政府として、核攻撃が可能な航空機を搭載した米国の空母を攻撃型空母の例として示したことがあり、岩屋防衛大臣の答弁は、そうした従来政府の見解を述べたものであると説明した³⁷。

4. 戦闘機体系

(1) F-35A取得数の変更とF-15の能力向上

現在、航空自衛隊はF-4、F-15、F-2及びF-35Aの4種類の戦闘機を運用している。このうち、2020年に退役予定のF-4の減勢に対応するため、2011年の閣議了解³⁸により42機を整備することとされていたF-35Aについては、新大綱・新中期防と同日に

³² 第113回国会参議院内閣委員会会議録第7号5頁(1988.10.20)

³³ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第10号12頁(2019.2.20)及び同参議院本会議録第24号(2019.6.7)

³⁴ 第198回国会参議院本会議録第4号7頁(2019.2.1)

³⁵ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第6号12頁(2019.2.13)

³⁶ 第198回国会参議院予算委員会会議録第2号27～28頁(2019.2.7)

³⁷ 第198回国会参議院本会議録第24号(2019.6.7)

³⁸ 「次期戦闘機の整備について」(2011年12月20日安全保障会議決定及び閣議了解)

閣議了解された「F-35Aの取得数の変更について」（2018年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議了解）により、取得数が147機に変更され（105機を追加取得）、新たな取得数のうち42機については、STOVL機の整備に替え得るものとされた。新中期防においては、F-35Aを45機取得し、このうち18機をSTOVL機とする整備目標が示され、STOVL機を含むF-35の増勢によって近代化改修に適さないF-15の代替を進めるとの方針が示された。また、近代化改修を行ったF-15については、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上が行われることとされた³⁹。

安倍内閣がF-35の105機追加取得を決定したことを受け、対日貿易赤字の削減のために、米国製の兵器購入を繰り返し迫ってきたトランプ大統領の求めに応じたものであるといった批判がなされた。これに対し、安倍総理は、F-35の追加取得は、老朽化したF-15を代替するものであり、我が国防衛に万全を期すため、我が国の主体的な判断の下、取得を決定したものであると答弁した⁴⁰。また、F-35Aの墜落事故（後述）や、米国会計検査院がF-35について未解決の課題等を指摘⁴¹していることなどを受け、F-35の新規取得を中断し、他の戦闘機の取得など、新たな戦闘機体系の整備を検討するべきではないかとの指摘もなされたが、安倍総理は、我が国の将来の戦闘機体系は、F-35の導入だけでなく、F-15についても能力向上を図るなど、バランスの取れたものとする計画であり、現時点でこれを見直すことは考えていないと述べた⁴²。

専守防衛の下でステルス性能を有するF-35を保有する必要性についても問われた。岩屋防衛大臣は、ステルス性能を有するいわゆる第5世代戦闘機の開発、生産の進展により、相手に見つかることなく相手を先に見つけミサイルを発射して退避するという戦法が重要となっており、相手のレーダーに捕捉されにくいステルス性能の有無が勝敗に決定的な影響を与えるようになってきているとして、F-35の導入を進めていく必要があると述べた⁴³。

F-35の取得方法の変更についても議論が行われた。防衛省は、F-35Aについて、2012年度契約分の4機は完成機を輸入し、2013年度から2018年度契約分の30機は国内企業が製造に参画（国内最終組立て検査（FACO））した機体を取得してきたが、先述の「F-35Aの取得数の変更について」により、2019年度以降の取得は、完成機輸入によることとされた。この理由について問われた岩屋防衛大臣は、完成機輸入における機体単価が、国

³⁹ F-15のうち、近代化改修による能力向上が適切な機体は、1988年度以降に取得した機体（102機）に限られ、それ以前に取得した機体（99機）は近代化改修に適さないものとされる。

⁴⁰ 第198回国会衆議院本会議録第3号（2019.1.31）

⁴¹ 岩屋防衛大臣は、2018年6月に米国会計検査院が議会に提出した報告書において、F-35について、搭載するソフトウェアを中心に多数の課題がある旨の指摘があることなどを認める一方、それらの内容については米国政府に確認しており、特に飛行の安全や任務の遂行に重大な影響を与え得る事項として区分された課題については、米国政府からリストを入手し、我が国が導入しているF-35Aについて飛行の安全に影響する問題はないことを確認しているとしている。第198回国会参議院予算委員会会議録第2号27頁（2019.2.7）、同参議院本会議録第24号（2019.6.7）等

⁴² 第198回国会参議院本会議録第24号（2019.6.7）

⁴³ 第198回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号21頁（2019.2.27）。なお、F-35が対領空侵犯措置に従事する可能性について、岩屋防衛大臣は、今後、我が国の航空戦力の過半をF-35が占める計画であることを踏まえれば、F-35も対領空侵犯措置に従事することはあり得るとし、そのような場合は、ミサイルを外装するなどして、あえてステルス性能を落とすことで能力の保全を図ることとなるとの考えを示した（第198回国会参議院本会議録第24号（2019.6.7））。

内企業が製造に参加した機体の単価に比べて、コスト面で非常に有利であることを理由に挙げ、F-35を105機追加調達するに当たり、機体価格を一層低減する必要があったと答弁した⁴⁴。岩屋防衛大臣は、FACOという仕組みをやめることは「苦渋の決断」であったと述べる⁴⁵一方、これまで国内企業がF-35Aの製造等に参画してきたことで、F-35の運用、整備基盤の確保や、最先端の戦闘機技術、ノウハウに接することによる戦闘機関連の技術基盤の維持、育成、高度化が図られてきたと評価した⁴⁶。また、岩屋防衛大臣は、今後、リージョナルデポ⁴⁷におけるF-35Aの整備や将来戦闘機関連の研究開発事業の実施により、国内の戦闘機関連の技術基盤の維持、育成、高度化を図っていく考えも示した⁴⁸。

(2) 将来戦闘機（F-2後継機）

新中期防においては、将来戦闘機（F-2後継機）について、「国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する」という方向性が示された。岩屋防衛大臣は、将来戦闘機について、将来の航空優勢に必要な能力、次世代の技術も適用できる拡張性、改修の自由度、国内企業の関与、開発・取得のコストという5つの視点が重要であるとの認識を示し、これらを実現するためには、我が国主導の開発が必要であるとの考えを示した⁴⁹。その上で、岩屋防衛大臣は、航空機開発の現状を踏まえれば、全てを国内企業のみで完結する純粋な国内開発は現実的ではないとの認識を示し、我が国単独で開発した場合の技術的リスクや開発、取得コストを低減させる必要もあるため、新中期防において、国際協力を視野に我が国主導の開発を行うこととしたと説明した⁵⁰。

また、米国との協力を念頭に、機密情報へのアクセスも含めて改修の自由度が担保されるものでなければならないとの指摘もなされた。岩屋防衛大臣は、航空機の統合に関わる部分に我が国が関わっていないければ、改修の自由度もないとの認識を示し、刻々と変わり行く安全保障環境に適応する戦闘機をつくるために、自由に改修ができないなどということでは、将来戦闘機をつくる意味がないと述べ、将来戦闘機に関する改修の自由度を担保していく決意を示した⁵¹。

(3) F-35Aの墜落事故

2019年4月9日、航空自衛隊三沢基地所属のF-35Aが、4機編隊の一番機として三沢基地を離陸し、三沢基地東方の訓練空域において対戦闘機戦闘訓練を実施中、通信途絶の

⁴⁴ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第3号20頁（2019.3.8）

⁴⁵ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第4号12頁（2019.3.12）

⁴⁶ 第198回国会衆議院本会議録第10号8頁（2019.3.7）

⁴⁷ 米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域において、F-35の機体・エンジンを中心とした整備拠点（リージョナル・デポ）の設置を構想している。2014年12月、米国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点について、①機体の整備拠点については、2018年初期までに我が国及びオーストラリアに設置すること、②エンジンの整備拠点については、2018年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対応するため3～5年後に我が国にも設置することを決定した旨を公表した（『2018年版防衛白書』425頁）。

⁴⁸ 第198回国会衆議院本会議録第10号8頁（2019.3.7）

⁴⁹ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号5頁（2019.3.19）

⁵⁰ 同上

⁵¹ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第9号13頁（2019.6.6）

上、レーダー航跡が消失し、墜落する事故が発生した。これを受け、防衛省は、F-35Aの飛行を当面の間見合わせることにした。また、事故発生後、航空自衛隊、海上自衛隊、海上保安庁、米軍等の航空機及び艦艇による現場周辺海域の捜索が行われた。

事故調査について、岩屋防衛大臣は、航空幕僚監部に設置した事故調査委員会が主体となることとした上で、製造元である米国企業、国内で当該機体の組立てに参加した企業の支援、協力を得るとの方針を示した⁵²。フライトレコーダーを揚収した場合、米側に引き渡すのかとの問いに対し、岩屋防衛大臣は、フライトレコーダーを読み出す能力のある企業関係者の協力を得ることはあるとの見解を示しつつ、あくまでも防衛省・自衛隊が中心となって事故調査を行うことを強調した⁵³。また、飛行再開の条件について問われた岩屋防衛大臣は、安全な飛行が確保できるという判断がなければ飛行再開はできないと述べた⁵⁴。

その後、当該機の部品等が散在する一帯の捜索、揚収活動が実施され、フライトデータレコーダーの一部、エンジンの一部、主翼及び尾翼の一部、タイヤの一部や多数の破片等が揚収された。6月10日、航空幕僚監部は、事故原因について、機体に異常が発生した可能性は極めて低く、操縦者が空間識失調に陥っており、そのことを本人が意識していなかった可能性が高いとし、F-35A操縦者に対する空間識失調教育等の再発防止策をとることを公表した⁵⁵。これについて、岩屋防衛大臣は、フライトデータレコーダーの外側の部分は揚収したが、メモリーについてはまだ確認されていないとする一方、当該機とともに飛行する僚機との間で情報の共有が可能なデータリンク（MADL）によって得られている情報、地上レーダー等の各種記録、隊員からの聞き取り等を総合的に分析した結果であると説明した⁵⁶。また、機体がほとんど回収されていないのに機体に問題がなかったと言い切れるのかとの問いに対し、岩屋防衛大臣は、MADL等の記録によると、ほぼ音速に近い速度で海面に激突をした可能性が非常に高く、破損の状況が非常に激しいため、そこから事故原因を導き出すというのは非常に難しい状況にあるとする一方、データリンクの記録等から考えて、機体は正常に稼働していたものと推定されるとの見解を示した⁵⁷。

5. イージス・アショアの導入

(1) 背景

我が国の弾道ミサイル防衛（BMD）は、弾道ミサイル対処能力を有する海上自衛隊のイージス・システム搭載護衛艦（SM-3搭載）によるミッドコース段階（大気圏外）での迎撃と、航空自衛隊のペトリオットPAC-3によるターミナル段階（大気圏内）での迎撃を組み合わせることで実施することとされている。これに加え、安倍内閣は、「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」（2017年12月19日国家安全保障会議及び閣議決定）に

⁵² 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号10頁（2019.4.16）

⁵³ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号6頁（2019.4.25）

⁵⁴ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号11～12頁（2019.4.16）

⁵⁵ 航空幕僚監部『F-35A戦闘機墜落事故の要因と再発防止策について』（2019.6.10）

⁵⁶ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第10号6頁（2019.6.18）

⁵⁷ 同上。2019年8月1日、航空幕僚監部は、F-35Aの飛行を再開することを公表し（航空幕僚監部『F-35A戦闘機の飛行再開について』）、また、8月9日には、事故調査結果を公表している（航空幕僚監部『空自F-35A戦闘機墜落事故の調査結果について』）。

より、新たに陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基を導入し、陸上自衛隊において保持することを決定した。これを受け、新大綱においては、陸上自衛隊が弾道ミサイル防衛部隊を保持することが明記され、新中期防においては、陸上自衛隊における弾道ミサイル防衛部隊2個隊の新編及びイージス・アショア2基の整備が明記された。

これまで、我が国の弾道ミサイル防衛は、ミサイル発射の兆候を早期に察知してイージス艦等を展開させ、必要な期間、迎撃体制をとることを基本としており、なぜイージス・アショアの導入が必要なのかという点が問われた。安倍総理は、北朝鮮による移動式発射台（TEL）による実戦的な発射能力の向上や、潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）の発射など、弾道ミサイル発射の兆候を早期に把握することは困難となってきたとの認識を示し、今後は、常時継続的な体制を1年以上の長期にわたって維持することが必要であるとの考えを示した⁵⁸。その上で、安倍総理は、現状のイージス艦のみでは、整備、補給で港に戻るすき間の期間が生じることは避けられず、切れ目のない防衛体制を構築することは困難であると述べ、イージス・アショア2基の導入により、我が国全域を24時間365日、長期にわたり切れ目なく防護することが可能となり、また、隊員の負担も大きく軽減されると説明した⁵⁹。

また、これまで政府より、イージス艦8隻体制（2020年度完成予定）であれば、2隻程度は、一定期間にわたって継続して洋上でBMD任務を行い、我が国全域の防護が可能であるとの説明がなされてきた⁶⁰ことを受け、イージス・アショアの導入によって、イージス艦の役割がどのように変わるのかという点も問われた。岩屋防衛大臣は、本来、イージス艦は、諸外国の対艦攻撃能力の向上等を踏まえて、護衛隊群の艦隊防空に万全を期すために導入されたものであると述べ、海上監視や護衛隊群の艦隊防空等の任務も増加する中、ミサイル防衛のみに専念する施設であるイージス・アショアの導入によって、総合的なミサイル防衛体制を充実強化することができるとの考えを示した⁶¹。

（2）運用開始時期、搭載レーダー、取得経費等

イージス・アショアの運用開始時期についても問われた。防衛省がイージス・アショアに搭載するレーダーとしてLMSSRを選定した際の公表資料において、LMSSRの提案者から、米国政府とのFMS契約締結後、1基目の製造及び配備までに約6年間を要するとして提案がなされたことが記載されているが⁶²、安倍総理は、2019年度から5年間でシステム本体（レーダーを含む）を製造し、その後、性能試験や設置等の作業をできる限り速やかに行うべく米国と調整中であると答弁した⁶³。

⁵⁸ 第198回国会衆議院予算委員会議録第5号24頁（2019.2.12）及び同本会議録第24号9頁（2019.5.16）

⁵⁹ 第198回国会衆議院本会議録第24号9頁（2019.5.16）

⁶⁰ 例えば、『2018年版防衛白書』325頁等

⁶¹ 第198回国会衆議院予算委員会議録第5号24頁（2019.2.12）

⁶² 防衛省は、2018年7月30日、米国国防省ミサイル防衛庁及びロッキード・マーティン社から提案のあったLMSSRと、同庁から提案のあったSPY-6について、「基本性能」、「後方支援」、「経費」及び「納期」の4要素で分析した上で評価を実施した結果、総合的な評価がより高かったLMSSRを選定したことを公表した。防衛省『陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の構成品選定結果について』（2018.7.30）

⁶³ 第198回国会衆議院本会議録第2号18頁（2019.1.30）及び同参議院外交防衛委員会議録第18号5頁

LMSSR について、岩屋防衛大臣は、従来型レーダーと比較して、探知能力に優れ、同時対処能力やロフテッド軌道への対応能力等が飛躍的に向上しているとの評価を示した⁶⁴。また、岩屋防衛大臣は、LMSSR の提案者から、LMSSR の製造における国内企業参画の可能性がある旨の提案を受けたが、検討の結果、国内企業が製造に参画する場合、米国提案の納入スケジュールよりも更に遅れる可能性があり、価格も更に上昇する可能性があることが判明したため、国内企業参画を見送ることとしたことを明らかにした⁶⁵。

イーグリス・アショアの導入に係る経費についても問われた。岩屋防衛大臣は、イーグリス・アショア 2 基の取得経費を 2,404 億円、30 年にわたる維持運用経費を加えると 4,389 億円程度とする見積りを示すとともに、最新のイーグリス艦 1 隻の取得経費を約 2,000 億円、30 年にわたるイーグリス艦 2 隻の維持運用経費を加えると約 7,000 億円とする試算を示し、イーグリス・アショアの導入は経費面でもイーグリス艦に比べ優位であるとの考えを示した⁶⁶。この点に関し、当初は約 800 億円とされていた取得経費⁶⁷が上昇している理由について問われた岩屋防衛大臣は、当初は従来型のレーダーを搭載したシステムの導入を前提として約 800 億円ではないかとの説明をしたと述べ、レーダーを最新鋭の LMSSR としたことや、米国における物価上昇を経費が上昇した理由として挙げた⁶⁸。また、米国から、LMSSR の実験施設に係る費用負担を求められているのではないかとこの点が質された。岩屋防衛大臣は、LMSSR とイーグリス・システムの接続、性能確認をどのように行っていくかについて日米間で協議中であり、我が国の費用負担により実験施設を建設することは決まっていないと答弁するとともに、性能確認のために一定の費用負担が生じる場合は、イーグリス・アショア導入の全体コストをできるだけ縮減する形で交渉していきたいとの考えも示した⁶⁹。

イーグリス・アショアの配備候補地選定に係る問題についても議論が行われた。防衛省は、陸上自衛隊新屋演習場（秋田県）及び陸上自衛隊むつみ演習場（山口県）を配備候補地として、電波環境調査、地質・測量調査、他の国有地の検討などの各種調査を実施した上で、2019 年 5 月に地元自治体に対し説明を行ったが、その説明資料において示された数値に誤りがあることなどが判明し、防衛省の地元に対する姿勢が問われた。岩屋防衛大臣は、数値の誤りに関して人為的なミスであるとして謝罪し、現地での測量調査を実施して、部外専門家の活用も含めて適切に進めていくと述べ、地元の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしていくとの考えを示した⁷⁰。

(2019. 6. 18) (防衛省整備計画局長答弁)

⁶⁴ 第 198 回国会参議院本会議録第 24 号 (2019. 6. 7)

⁶⁵ 第 198 回国会参議院予算委員会会議録第 12 号 18 頁 (2019. 3. 22)

⁶⁶ 第 198 回国会衆議院予算委員会会議録第 11 号 32 頁 (2019. 2. 21) 及び同安全保障委員会会議録第 10 号 13 頁 (2019. 6. 18)

⁶⁷ 2017 年 11 月 29 日の参議院予算委員会において、当時の小野寺防衛大臣は、機種選定や米側への最終的な確認をしていない段階での、あくまでも一般的な見積りの金額であると断った上で、イーグリス・アショアは 1 基が大体 800 億円ではないかと答弁した。第 195 回国会参議院予算委員会会議録第 1 号 7 頁 (2017. 11. 29)

⁶⁸ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 7 号 4 頁 (2019. 4. 9)

⁶⁹ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 4 号 6～7 頁 (2019. 3. 12)

⁷⁰ 第 198 回国会参議院本会議録第 24 号 (2019. 6. 7) 及び同衆議院安全保障委員会会議録第 10 号 2 頁 (2019. 6. 18)

(3) 共同交戦能力（CEC）の搭載

共同交戦能力（CEC）とは、自らのレーダーが目標を探知せずとも、他の艦艇や航空機のレーダー情報に基づいたミサイル発射を可能とする、複数の艦艇や航空機の間で巡航ミサイル等の探知、追尾情報をリアルタイムで共有するシステムである。新中期防においては、E-2D早期警戒機へのCEC搭載が明記されており⁷¹、イージス・アショアにもCECを搭載すべきではないかとの指摘がなされた。岩屋防衛大臣は、弾道ミサイル防衛能力の向上のために導入するイージス・アショアにCECを搭載する考えはないとした⁷²。他方、岩屋防衛大臣は、将来の安全保障環境の変化に備え、巡航ミサイル等への対処能力を付与する余地は残しておかなければいけないとの考えも示した⁷³。

なお、CEC導入後の日米の情報交換が武力行使の一体化の問題を生ずるのではないかとの点について、岩屋防衛大臣は、CECに基づいて自動的に攻撃が行われるわけではなく、攻撃方法の決定や攻撃実施の対応は、実際に射撃する側が独自に行うとし、CECを通じた米軍への情報提供についても、それが一般的な情報交換の一環としての情報提供である限り、米軍による武力行使との関係で問題を生ずるおそれはないとの見解を示した⁷⁴。

6. 新中期防所要経費・防衛関係費

新中期防においては、新中期防の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額について、2018年度価格で「おおむね27兆4,700億円程度を目途とする」とされた（各年度防衛関係費の平均伸率は1.1%）。これは、これまでの中期防所要経費の中で最高額となるが、防衛費の在り方について問われた安倍総理は、変化する安全保障環境や技術進歩を冷厳に見きわめ、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な防衛費を確保することが何よりも重要な視点であるとの考えを示すとともに、経費抑制の可能性については常に検証を行いつつ、防衛力整備の一層の効率化、合理化を徹底していくことは当然とも述べた⁷⁵。

また、新中期防の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費については、「防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し」、「装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図」ることで、「おおむね25兆5,000億円程度を目途とする」と記述されたことを受け、今後5年間で約2兆円の縮減を図る方法についても問われた。岩屋防衛大臣は、約2兆円の削減は高いハードルであると述べつつ、重要度の低下した装備品の運用の停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコストの抑制、長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化などを通じて、財源確

⁷¹ このほか、2019年度及び2020年度に就役予定のイージス艦2隻にも搭載される。

⁷² 第198回国会参議院本会議録第24号（2019.6.7）

⁷³ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号14頁（2019.6.18）及び同衆議院安全保障委員会会議録第10号13頁（2019.6.18）

⁷⁴ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第9号6～7頁（2019.6.6）。政府は、従来から、日米両国が平素から軍事情報を含め相互に必要な情報交換を行うことは当然であり、自衛隊による米軍への情報提供が一般的な情報交換である限りにおいては、米軍による武力行使との一体化の問題を生ずるおそれはないが、例えば情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力の行使と一体となると判断される可能性があるとの見解を示している（第140回国会衆議院外務委員会会議録第18号16頁（1997.6.4）（秋山内閣法制局長官答弁）等）。

⁷⁵ 第198回国会衆議院本会議録第24号8頁（2019.5.16）

保を図っていくとの考えを示した⁷⁶。

また、新中期防においては、中期防として初めて、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）を2018年度価格で「おおむね17兆1,700億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）の枠内」とすることが明記されるとともに、「後年度負担について適切に管理する」との記述も盛り込まれた。この狙いと想定される効果について岩屋防衛大臣は、防衛装備品の調達、修理のための経費は、契約年度以降も支払いが続く場合が多く、中期防期間中に契約しても、多額の経費の歳出が中期防の期間外になるといった防衛装備品の調達の特性を踏まえ、5年間に新規契約する物件費の額を明記し、これを上限として、明確な経費の歯止めとしたと説明した⁷⁷。

なお、我が国の防衛関係費について、NATO定義に基づき、恩給費、国際連合平和維持活動（PKO）関連経費、海上保安庁予算など安全確保に関わる経費を含めた場合に、対GDP比がどうなるのかと問われた岩屋防衛大臣は、新中期防期間中にはおおむね1.1%から1.3%程度になるのではないかと試算を示した⁷⁸。

7. 多国籍部隊・監視団（MFO）への自衛官派遣

政府は、2019年4月2日、エジプト・シナイ半島において国際連合平和維持活動（PKO）に代わるものとして平和維持活動を実施している「多国籍部隊・監視団（MFO）」に司令部要員として自衛官2名を派遣することを閣議決定した（期間は2019年4月19日から同11月30日までの間）⁷⁹。MFOへの自衛官派遣は、平和安全法制⁸⁰により新たに国際平和協力法に規定された、非国連続括型の国際連携平和安全活動の初の実施例となる。岩屋防衛大臣は、司令部要員の派遣を通じたMFOへの貢献は、我が国の平和と繁栄の土台である中東の平和と安定に一層資するものであるとの認識を示し、米国等の要員派遣国との連携の促進にもつながるとの考えを示した⁸¹。

また、河野外務大臣は、2015年秋以降、MFOから在エジプト大使館に対し、外交ルートを通じ、我が国のMFO司令部への要員派遣に関する要請を受けていたことを明らかにした⁸²。この点に関し、平和安全法制の国会審議において、当時の中谷国務大臣から、国際連携平和安全活動について、国際連合難民高等弁務官事務所、欧州連合等の国際機関の要

⁷⁶ 第198回国会衆議院予算委員会議録第10号12頁（2019.2.20）

⁷⁷ 第198回国会衆議院本会議録第24号6頁（2019.5.16）

⁷⁸ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第7号2頁（2019.4.9）

⁷⁹ 内閣府・内閣官房・外務省・防衛省『多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣に関する「シナイ半島国際平和協力業務実施計画」、「シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令」及び「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部を改正する政令」について』（2019.4.2）

⁸⁰ 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）」。これらは、報道等において「安政法制」や「安全保障関連法」と呼称されることも多いが、本稿においては、政府の用いる呼称である「平和安全法制」と記載することとする。なお、平和安全法制の制定経緯、内容、国会論議等については、『立法と調査』No.372（2015.12）所収の論文等を参照されたい。

⁸¹ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第5号7頁（2019.3.28）

⁸² 第198回国会参議院外交防衛委員会議録第4号9頁（2019.3.19）等

請に基づくものを想定しているとの説明があったことから⁸³、MFOが国際機関として認められるのかという点が問われた。岩屋防衛大臣は、国際平和協力法において、国際連携平和安全活動の契機となる要請を行う機関として、国際連合難民高等弁務官事務所や欧州連合とともに、国際連携平和安全活動に係る実績や専門的能力を有する国際連合憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関であって、政令で定めるものについても規定されている旨答弁し、MFOについては、エジプト・イスラエル両国の平和条約の履行確保を目的として設立された国際機関として長年にわたって平和の維持に貢献しており、その議定書の前文において、エジプトとイスラエルが国連憲章の目的と原則を十分に尊重した上でMFOの設立に合意した旨が明記されていることから、国際的な正当性を有するものであるとの見解を示した⁸⁴。

8. 普天間飛行場移設問題

2019年2月24日、沖縄県において、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が行われた結果、反対が434,273票（有効投票総数の72.2%）となり、投票資格者総数（1,153,600）の4分の1を超えた（37.6%）。安倍総理は、県民投票の結果を真摯に受け止め、これからも政府として沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組んでいくと述べる一方、県民投票の結果について政府として評価を加えることは差し控えると答弁した⁸⁵。県民投票の結果を受け、埋立工事を中止すべきとの指摘に対し、岩屋防衛大臣は、在沖縄米軍の抑止力を維持しながら普天間飛行場の全面返還を果たすためにも、辺野古における普天間飛行場代替施設建設事業を前に進めたいとの意向を示した⁸⁶。

また、名護市辺野古沖の埋立予定区域内における地盤改良の必要性に関する指摘が繰り返された。安倍総理は、米軍キャンプ・シュワブの北側海域における護岸等の構造物の安定性等について検討した結果、地盤改良工事が必要であるものの、地盤改良工事を行うことにより、護岸や埋立て等の工事を所要の安定性を確保して行うことが可能であることが確認されたと答弁した⁸⁷。また、安倍総理は、地盤改良工事の追加に伴い、沖縄県に対して変更承認申請を行う必要があると認めた⁸⁸。岩屋防衛大臣は、実績のある従来から存在する工法を使って安全性を確保して地盤改良工事を行うことが可能であるという結論を得ているなどと説明するとともに、海上工事に約3年8か月、陸上工事に約1年を要するとの見積りを示した⁸⁹。他方、詳細な設計ができていない現時点で、全体の工期や費用を示すことは困難とも述べた⁹⁰。

（いまい かずまさ）

⁸³ 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第5号24～25頁（2015.7.30）

⁸⁴ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第5号7頁（2019.3.28）

⁸⁵ 第198回国会参議院予算委員会会議録第4号3～4頁（2019.3.5）

⁸⁶ 第198回国会参議院予算委員会会議録第4号45～46頁（2019.3.5）

⁸⁷ 第198回国会衆議院本会議録第2号5頁（2019.1.30）

⁸⁸ 第198回国会衆議院本会議録第3号（2019.1.31）

⁸⁹ 第198回国会参議院予算委員会会議録第11号（2019.3.18）

⁹⁰ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号10～11頁（2019.3.22）